

## 令和7年度 固定資産税課税誤り再発防止策の実施状況

2025年12月16日

分類	現状・課税誤り事例	再発防止策	優先度	実施状況等	評価	副市長・総務部長による指示、アドバイス	備 考	委員からの指摘・意見等	市回答
人事体制	固定資産税経験5年以上の職員を1/3以上とする所得税還付等調査委員会の再発防止策を満たしていない。 知識や経験が不足しているため、土地評価や家屋評価の確認に支障が出ている。	固定資産税担当職員の人事異動サイクルを原則5年以上とし、常時5年以上の経験者を1/3以上在籍させる。やむを得ず経験年数5年未満の職員を異動させる場合は、税務課長と十分協議する。 令和6年度以降人事異動サイクルを調整して令和10年度以降に実現させる。 達成状況について、副市長、総務部長が毎年2月末までに確認し、実現できるよう責任を持って対応する。	最優先	令和7年4月1日人事異動後 税務課固定資産税係員経験年数 3年 1名 1年 2名 0年 3名 固定資産税調査室経験年数 19年 1名 7年 1名 2年 1名	継続		昨年度末に2年目の職員が退職したことにより経験者数が減少した。		
	業務量に見合った人員が配置されていないため、複数人による入力確認が行われていない業務がある。また、研修受講も不足し、時間外勤務も多い状態が続いている。	毎年税務課長が提出する業務量に応じた人員を配置する。達成状況について、副市長、総務部長が毎年2月末までに確認し、実現に向けて税務課長と十分協議する。	最優先	令和7年度税務課固定資産税係人員 正職員 6名(+2名) 会計年度任用職員1名(増減なし)	継続	人事異動により1名増 税務課の課内異動により1名増			
	人事異動時の引継ぎが不足している。	仙北市の事務引継書の様式にある「引継ぎ事項（事務項目、経過と状況、処理方針・意見・その他）」に加えて、未処理事項（地番や所有者まで記載）、将来取組が必要な課題も記載することとし、 <b>修正済みの事務処理マニュアル</b> を添付して後任者、係長、課長に組織的に引き継ぐ。	最優先	昨年度末に退職する職員から、係長を含めた固定資産税係全員が引継ぎを受け、その報告を課長が受けた。	継続				
作成マニュアル	土地異動、土地評価替え、土地実地調査のマニュアル作成	着手済みで年度内完成を目指す。	最優先		進捗管理の強化 課・係内で打ち合わせの上、方向性を合わせながら取り組んでほしい。 日程を決め定期的に30分程度の係内打ち合わせを行い作成状況の進捗管理を行うこと。 また、AIを活用したマニュアル作成を行うことにより内容が整ったマニュアルになることも考えられるので是非活用して欲しい。				
	業務マニュアルが不足しているため職員が異動した場合に、事務処理方法が正確に引き継がれていない。 また、初任者向けの研修が不足しており職員の知識習得に支障をきたしている。	着手済みで年度内完成を目指す。	最優先						
	償却資産異動処理、償却資産実地調査のマニュアル作成	着手済みで年度内完成を目指す。	最優先						
	現所有処理、共有異動処理のマニュアル作成	着手済みで年度内完成を目指す。	最優先						
	過年度更正処理のマニュアル作成	着手済みで年度内完成を目指す。	最優先						
研修	固定資産税の課税誤りの再発防止のために、個々の担当職員が今回の議会報告資料を理解し、研修受講・実地調査・マニュアル整備・入力確認の重要性等を認識する必要がある。	初任者研修の一環として、今回の議会報告資料を説明し、研修受講・実地調査・マニュアル整備・入力確認の重要性等を説明する。 併せて平成23年の所得税還付等調査委員会の報告書や平成25年の非木造家屋の課税誤りの経緯報告書も説明する。	優先	課税誤りについての説明 4月8日実施 所得税還付等調査委員会の報告書の説明 10月30日実施 非木造家屋の課税誤りの経緯報告書の説明 10月30日実施	継続				

## 令和7年度 固定資産税課税誤り再発防止策の実施状況

2025年12月16日

分類	現状・課税誤り事例	再発防止策	優先度	実施状況等	評価	副市長・総務部長による指示、アドバイス	備 考	委員からの指摘・意見等	市回答	
研修	知識習得の機会が不足している。	東京税務協会Web講義、GIS操作研修会、家屋評価システム研修会等を受講する。	最優先	資産評価システム研究センターのオンライン研修（東京税務協会Web講義の代替） 9月19日～12月5日に4回実施 GIS操作研修 6月13日実施 家屋評価システム研修会 8月6日実施 木造家屋評価ワークショップ（仙台） 受講 7月24、25日 秋田県主催税務研修「固定資産税」 受講 7月25日	継続					
	担当職員が判断に苦慮している事項や法令解釈等について、個々に対応しており担当職員間の情報共有が不足している。	毎月定例で、困難事案や気になっている事案等の解決に向け組織的に協議を行い決断をする会議を設ける。それぞれのスキルアップにもつながり係内の連携強化にもつながる。		5月2日 土地評価替えについて 6月24日 土地の実地調査の手順、調査票について 8月6日 家屋評価について 9月19日 家屋滅失後の地目認定について 12月3日 入力チェックについて						
	近隣市町村で評価の均衡化や課題について協議する場が不足している。	県内市町村で固定資産税についての課題や疑問について、気軽に協議できる場を設置する。（定期的な協議会の開催、ブログ、電子メールグループ、県税務課へのQ&Aの情報共有等）		10月10日 県南四市税務担当者会議参加 秋田県税務課に要望させていただいた。						
登記済通知の処理	他の業務の影響で年内に登記済通知の入力に着手できず、1月以降の繁忙期に入力処理をしているため入力誤りが発生している。	現在6月中旬の翌年度向け入力の開始日をできるだけ早くし、土地家屋含めて表示・権利の入力を会計年度任用職員も含めた機動的な体制で実施し1月中旬までに完了させる。	最優先	11月の段階で8月までの入力作業を終えている。残り4か月分（9月～12月）については2月中旬までに入力を終え、確認作業は2月末までに完了させたい。 進捗状況は係長が隨時確認していく。	進捗 管理 強化	豪雨災害や交付税検査（2年毎）による影響もあるが、固定資産税係の9月の時間外勤務が平均51時間、10月が平均68時間となっている。 これ以上の時間外勤務を求めるることは避けるべきであり、固定資産税調査室を含めて担当を決めて、業務に優先順位をつけてスケジュール管理することが必要と考える。 課長補佐からも協力をもらい職員が1人で仕事を抱え込まないよう業務量の調整やスケジュール管理を行うこと。 また、職員のメンタルケアも徹底すること。		実施状況等の登記済通知書処理スケジュールで実務的に実行可能か。  例年3月中旬の当初賦課までに入力処理が完了していたか。おそらく3月末まで入力していたと推測されるがどうか。  担当職員の時間外勤務時間が増えている現状があり、さらに確定申告業務もあるため期限までに無理の無いタイムスケジュールを検討するべき。また、職員の負担が増えるとミスが増える可能性が高くなる。そのため、確定申告業務へ携わる人員を減らし、固定資産税係の業務に集中すべきではないか。  来年2月に庁舎移転があるのでその対応を考慮した業務スケジュールか。  このスケジュールどおりの完了や、正確な課税処理のため人員を増員して対応することが必要ではないか。	実際の税務システムでの当初賦課を来年の3月15日頃に行う。記載どおりのスケジュールの運用で可能と考えている。昨年と同じスケジュールではあるが、昨年進捗が遅れ、当初賦課に入力が追いつかない現状があった。そこで、早めに入力を終えるため、今回のスケジュールとなっている。	
	法務局の登記異動情報の電子化に伴い、これまでの紙の登記済通知書が廃止されることになっている。異動通知の電子化対応、入力誤り防止、業務量縮減のため、税務システムとは別の登記課税連携システムを導入する。	実施を検討		R8年度当初予算に要求中。				初めに全体的に進捗が遅れているとのことだったが、豪雨災害や交付税検査が無かったとすれば、概ね当初のスケジュールどおり進捗していたか。  今後1月から3月に業務が集中してくる中で登記連携システムを導入すれば、どれだけ業務効率化になるのか。  業務効率化や職員の負担軽減に資するため電子化を推進していただきたい。	多少遅れる業務があるかもしれないが概ね順調に進捗していたと考えられる。  いくらかは、効率化されるものと考えている。だが、税務システムの課税台帳との登記簿照合（データクレンジング）の結果によっては、不適合データ修正に係る業務が増となる可能性がある。	
								了解した。		

## 令和7年度 固定資産税課税誤り再発防止策の実施状況

2025年12月16日

分類	現状・課税誤り事例	再発防止策	優先度	実施状況等	評価	副市長・総務部長による指示、アドバイス	備考	委員からの指摘・意見等	市回答
登記簿照合	所有者や地積等の登記情報について、課税台帳の情報と相違しているものが見つかっている。	法務局の登記異動情報の電子化に伴い、これまでの紙の登記済通知書が廃止されることになっている。異動通知の電子化に対応するため、税務システムとは別の登記課税連携システムの導入を検討しているが、導入の前作業として登記簿照合が必要とされており導入作業の一環として実施したい。	最優先	登記簿照合については、委託事業で着手済みで12月後半に照合結果の納品を受ける予定。	継続	照合結果の内容により課税台帳修正の規模が大きくなることも想定されるため、対応方針等を報告すること。			
土地	処理漏れ（分合筆等表示登記後の所有権移転・地籍簿との突合・換地明細との突合等・介在農地の認定） 入力誤り 地目の認定誤り 画地の認定誤り 住宅用地の特例の認定誤り	日付、担当者を指定して税務システムから入力チェックリストを出し、入力担当者によるチェックと <u>固定資産税3年(土地・家屋の登記情報処理経験年数)以上経験者によるチェックを行う</u> 。（複数人によるチェック） また、入力項目のチェック事項を定めたチェックリストを作成し精度の高いチェックを行う。	最優先	毎月1回チェックリストを抽出している（10月まで抽出済）。 まだチェックはできていないが、新年度当初賦課データを確定する3月中旬までに、経験年数3年以上の職員、係長、課長が確認する。	進捗管理強化	登記済通知の処理の項目でも指摘したが、チェック作業が進んでいないのが気に入る。 固定資産税調査室を含めて担当を決めて、スケジュール管理すること。			
	土地改良で保留地を使用収益開始した際の課税漏れが発生した。	毎年1月始めに、前年中の使用収益開始の土地について土地改良事業者全てに文書で照会する。	最優先	1月に実施予定。	継続				
家屋	家屋の課税漏れがあった。	広報等での周知、納税通知書に課税明細書の説明書の同封、実地調査（地方税法第408条）の際の確認	優先	広報等での周知、納税通知書に課税明細書の説明書の同封等に努めているが、令和7年度以前に建築済みで未調査の家屋が2件ある。連絡先の把握に努め協力を得られるよう働きかけていくが、協力を得られない場合は、建築工事施工者等から図面等の資料を入手してそれに基づき課税することを検討する。	継続				
	減失家屋の把握漏れがあった。	毎年80m <sup>2</sup> 以上の家屋の解体について、秋田県仙北地域振興局に届出されている建設リサイクル法の情報を利用して、減失家屋の把握に努める。	最優先	1月に実施予定。	継続				
		新增築家屋調査の依頼文書に家屋の減失届を同封する。 年2回（7月・11月）広報等で建物減失届の提出を周知する。	最優先	新增築家屋調査の依頼文書に家屋の減失届を同封することは継続して実施する。 周知については、広報で9月と12月、LINEで9月と12月に実施した。	継続				
	災害で家屋を減失した場合の把握漏れ	総合防災課より逐一報告を受けるように連携し、所有者から減免申請書や建物減失届を提出させる。また、建物減失届に建て替えの予定を記入させる。	最優先	総合防災課から随時報告を受けているが、把握漏れが生じないよう1月に1年分の対象物件を再確認する。	継続				
	空き家解体補助金利用者の家屋減失把握漏れ	毎年1月始めに、まちづくり課へ前年中の解体建物について照会する。 また、解体事業者へ建物減失届の様式を配付し、仙北市内の建物を解体した際、提出していただくよう周知する。	最優先	把握漏れがないよう1月始めに、まちづくり課へ前年中の解体建物について文書照会する。	継続				

令和7年度 固定資産税課税誤り再発防止策の実施状況

2025年12月16日

分類	現状・課税誤り事例	再発防止策	優先度	実施状況等	評価	副市長・総務部長による指示・アドバイス	備 考	委員からの指摘・意見等	市回答
家屋	戸数の認定誤り 評価計算の誤り 新築住宅の減額の適用誤り 居住床面積の認定誤り	家屋評価チェック資料に調査内容を整理して、入力担当者によるチェックと <b>固定資産税3年(家屋評価の経験年数)以上経験者によるチェックを行う。</b> （複数人によるチェック） また、家屋の評価に係る必須項目を記載の様式を作成する。この事により家屋調査時と調査結果のチェックに漏れが生じることを防止できる。	最優先	家屋評価入力の進捗状況は全体で20%程度（角館地区20% 田沢湖20% 西木0%） 現在、現地調査を進めている状況であり、今後評価入力を進めていく。	実施方法検討	業務に対して効率の良い運用を検討すること。 また、固定資産税係で知識が不足する場合は固定資産税調査室と連携することも検討すること。			
	未登記家屋の所有権移転の把握漏れ	登記済家屋の所有権移転登記があった際は、所在地番で付属家の有無を検索した結果の画面を出し登記済通知書に添付する。その際に、付属家があれば付属家も同様に所有権移転の入力を行う。付属家以外は届出がない限り処理しない。そのほか、広報等で未登記家屋名義変更届の提出を周知する。 死亡届出の際に渡す相続人代表者届の説明に、相続登記の義務化、相続放棄、未登記家屋の名義変更届について記載する。 併せて、相続の承認又は放棄をすべき期間が3か月である旨も説明書きに加える。	優先	10月の広報で周知した。 死亡届出の際に渡す「相続人代表者届」の説明については対応済み。	継続				
実地調査	実地調査の重要な資料としての空中写真が、平成18年に航空写真を撮影した後に令和3年に衛星写真を撮影するまで10年以上撮影されていなかった。	最低5年に1回定期的に撮影する。 将来的には撮影した写真により、家屋の形状をデータ化し新增築や取り壊し等の異動を把握するとともに、土地についても造成等の情報を把握することとしたい。	最優先	R8年度当初予算に要求中。	継続	この部分で土地、家屋の異動判別を行うための撮影であるが、衛星写真と航空写真では解像度が大きく違うものか。 将来的にAIを活用した家屋の異動判別を導入すると仮定した場合、衛星写真を使用するのか。 近年かなり解像度が良い衛星写真があると聞いているがどうか。		仕様上で航空写真は解像度が20cmでかなり鮮明である。しかし、衛星写真は解像度が30cmで航空写真と比較した場合劣っている。そのため、航空写真であれば地目の判読を行うことも可能だが、衛星写真は家屋の有無なら判別できるものの地目認定までは難しい。また、衛星写真は撮影時期によっては立木や高い家屋の陰でそのエリアの家屋や土地の判別ができないこともある。	仕様上で航空写真は解像度が20cmでかなり鮮明である。だが、家屋の新增築や減失の判定をある程度はできると考えている。そのため、現行実地調査の補足手段としての活用は有効であると考えている。 なお、航空写真を使用しての判読はかなりの高い精度(70%~80%)である。

## 令和7年度 固定資産税課税誤り再発防止策の実施状況

2025年12月16日

分類	現状・課税誤り事例	再発防止策	優先度	実施状況等	評価	副市長・総務部長による指示、アドバイス	備 考	委員からの指摘・意見等	市回答
実地調査	外観から家屋の用途を判断(店舗・事務所と判断したが実際は居住用住宅)したため住宅用地の認定誤りが発生した。また、衛星写真と道路からの確認で地目認定したため、奥の土地について地目認定誤りが発生した。	家屋の用途の確認や敷地内の確認が必要な場合は、居住者またはその家族に聞き取りを行う。不在の場合は、不在連絡票を置いて連絡を待つ。	最優先	実施中で、これまで協力が得られなかった事例やトラブルになった事例はない。	継続				
	実地調査の技術不足による造成費認定漏れ・地目認定誤り	<b>固定資産税3年(土地・家屋評価の経験年数) 以上経験者を必ず1人以上含めて2人以上で調査する。</b>	最優先	毎週水曜日を定期的な実地調査の日とし、固定資産税調査室から協力を受け実施している。	継続				
	土地、家屋の異動について、職員が調査して全てを把握することは困難で非効率である。	広報計画を作成し、定期的に広報やLINE等の広報媒体に異動について市役所に情報提供するよう広く周知する。また、建築事業者や家屋解体事業者等に土地家屋の異動届出について依頼するとともに、市長や副市長が出席する事業者との会合の場において、固定資産税の異動届出について協力を要請する。	最優先	広報計画を作成したので計画に基づき定期的に周知していく。 建築事業者や解体事業者には土地家屋の異動届出の提出について9月末に文書で依頼した。 市長・副市長からの事業者への依頼については、来年度始めの総会時等に協力依頼する。	継続				
	家屋の新增築・取り壊しの状況を把握する必要があるとともに、実地調査と内部事務のバランスをとって実施していく必要がある。	毎週、 <b>新增築の家屋調査や実地調査の曜日を決めておく等、定期的な実地調査を定着</b> させる。	最優先	毎週水曜日を定期的な実地調査の日とし、固定資産税調査室から協力を受け実施している。	継続				
エラーチェック	税務システムのエラーチェック機能が不足しており、住宅用地の特例等のチェックができない。	税務システムから土地、家屋の全データを出力して以下のリストを作成し確認する。 ※ 平成年代以前に建築された家屋には居住床面積が入力されていないため精度の高いエラーチェックができない。 <b>【土地】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>同一画地で㎡当たり評点が違う土地</li></ul>	最優先	それぞれ、12月中にデータを出力しリストを作成し3月中旬までに係全員で確認する。	継続	この項目にあるエラーは当初賦課に向けた入力等の際に把握し解消していれば発生しなかったものか。	当初賦課に向けた評価等の入力時にチェックできていればエラーは発生しなかった。		
		<ul style="list-style-type: none"><li>登記地積と課税地積が違う土地（分割評価を除く）</li></ul>							
		<ul style="list-style-type: none"><li>住宅の敷地に住宅用地の特例が適用されていない土地</li></ul>							
		<ul style="list-style-type: none"><li>家屋が建築されていないのに住宅用地の特例が適用されている土地</li></ul>							
		<ul style="list-style-type: none"><li>家屋の床面積の10倍以上の住宅用地の特例が適用されている土地</li></ul>							
		<ul style="list-style-type: none"><li>負担水準が著しく低い土地</li></ul>							
		<ul style="list-style-type: none"><li>正面路線価&lt;側方路線価、二方路線価</li></ul>							
		<b>【家屋】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>家屋所在地の土地が存在しない家屋</li></ul>							
		<ul style="list-style-type: none"><li>前年建築の住宅で新築住宅の減額が適用されていない家屋</li></ul>							
		<ul style="list-style-type: none"><li>居住用床面積が0なのに新築住宅の減額が適用されている家屋</li></ul>							
		<ul style="list-style-type: none"><li>新築住宅の減額の床面積が120㎡を超える家屋</li></ul>							

## 令和7年度 固定資産税課税誤り再発防止策の実施状況

2025年12月16日

分類	現状・課税誤り事例	再発防止策	優先度	実施状況等	評価	副市長・総務部長による指示、アドバイス	備考	委員からの指摘・意見等	市回答
チ エ ラ ツ ク	税務システムのエラーチェック機能が不足しており、住宅用地の特例等のチェックができるていない。	【共通】 ・人的非課税以外の所有者が前年中に取得した資産で非課税が継続されているもの ・前年度と比較して地目面積が変わらないのに税額が大きく変動している資産	最優先	それぞれ、12月中にデータを出力しリストを作成し3月中旬までに係全員で確認する。	継続				
地 番 図 ( G I S ) ・ 公 図	地番図の更新漏れ（分合筆、国土調査、土地改良等） 地番図が不正確 路線価図の修正漏れ(反映の迅速化) エラーリストの処理漏れ	地番図加除修正委託のエラーリストの確認の際、国土調査未実施地区でエラーの案件は、随時旧公図等(絵図・マイラー・マップル)で確認し地図修正を行う。	最優先	令和7年度に新たに発生した32件のエラーについてすべて解消済み。	継続				
		国土調査及び土地改良実施地区で面的にエラーになっている地区については、事前に資料を収集し地区・筆数を把握したうえで受託業者へ地図修正に係る費用について見積りをもとにR7年度に予算要求する。	優先	令和7年度は田沢湖地区の石神地区を実施。 令和8年度は田沢湖地区の田沢・刺巻地区区分で予算要求している。	継続				
	和紙の旧公図が田沢湖庁舎、田沢出張所、神代出張所に分散して保管されており、迅速な確認ができない。	旧公図を税務課で一括管理するため、田沢・神代地区の旧公図を税務課で一括管理する。	優先	データの加工が必要になり費用対効果の点から実施しないこととした。実地調査等の際に国土調査係に依頼し、写真データを確認することとする。	GISへの反映は断念				
				田沢出張所・神代出張所の職員には説明済み。 令和8年2月に上野庁舎への引っ越し作業があるので、一括して管理できる保管場所を確保したい。		継続			
現 所 有 者 認 定	住民登録者の死亡者把握漏れ	毎年住民基本台帳異動者データを抽出してチェックする。	最優先	1月に実施予定。	継続				
	市外居住者の死亡者把握漏れ	市外居住者のマイナンバーを整備し、税務システムの宛名管理へ入力する。	優先	令和8年6月から着手し、令和8年度中に整備する。	継続				
	相続人代表者指定届出書、固定資産現所有者申告書の処理漏れ 相続人以外の者の現所有者認定	収受簿による確認と、様式にチェック欄を追加する。	最優先	修正し庁内にも周知した。	継続				
	納税者から問い合わせがあった場合に届出書の確認ができない。また、軽自動車税や後期高齢者医療保険料の担当者も扱っており、問い合わせ対応に苦慮している。	相続調査内容、相続人代表者指定届出書、固定資産現所有者申告書をデータ化し死亡者氏名、届出者氏名、住所等で検索できるようにする。また、固定資産税係だけでなく、他の係でも共有できるようにする。	優先	届出が提出されたものについて収受簿に記載しリスト化している。課内回覧し該当する税目がある場合は担当が処理し、係長・課長が確認を行っている。 現所有者認定については相続人調査に時間を要するものの、判明次第認定している。	継続				
	戸籍の見方や相続制度の知識が乏しく、納税義務者認定を誤ることがある。	年1回（8月または9月）相続に係る課内研修を行う。	優先	今年度、外部から講師、もしくは戸籍担当を招き研修を実施することを検討していたが、7月に行われた県主催の税務研修の内容が相続関連の研修であったため、それで代替した。	継続				

## 令和7年度 固定資産税課税誤り再発防止策の実施状況

2025年12月16日

分類	現状・課税誤り事例	再発防止策	優先度	実施状況等	評価	副市長・総務部長による指示、アドバイス	備考	委員からの指摘・意見等	市回答
現所有者認定	登記簿上の所有者が死亡して相続人がいない場合、登記簿上の所有者である法人が解散して承継する者がいない場合は、納税義務者を認定することができないため課税を保留しているが、過去に課税保留した資産で実際には相続人が存在している場合や資産の使用者が存在していることがある。	課税保留要件のチェック方法を見直すとともに、現在課税保留としている資産について全て実地調査を行う必要あり。	最優先	死亡・解散した時点で適宜調査し、課税保留している。 過去の分（H30から実施）については、改めて相続人調査を実施し課税保留が正しく行われているか確認を進めている状況。	継続				
非課税認定	宗教法人（有料貸付を除く）	実地調査で宗教法人の本来の用に供していないと認められる資産について、文書で照会する。（地方税法第353条）	優先	今後の実地調査の一環として計画する。	継続				
	人的非課税団体の公用利用（有料貸付を除く） 農協の事務所・倉庫 土地改良区の事務所・倉庫、用排水施設等	地方税法第348条第2、4、5、6、7、8、9項に規定する用途に使用されている資産について、実地調査で借地と認められる場合は有料かどうかを文書で確認する。	優先	今後の実地調査の一環として計画する。	継続				
	人的非課税団体から取得した土地家屋で未登記の場合の課税漏れ	対象が少ないとから、毎年12月末にまずは仙北市役所内の各部署に文書で照会する（地方税法第353条）。	優先	12月下旬に実施する。	継続				
	非課税の資産について管理できていない。	人的非課税以外の非課税団体・利用用途のリストを作成する。更新は定期実地調査時。	実施を検討	未着手（優先度は低い）	他の懸案事項の整理後に計画				
明細課税書	毎年、納税通知書に同封しているが、課税誤りについて納税者が気づいていなかった。	課税明細書の詳しい説明書を納税通知書に同封する。	優先	実施済み。 内容については毎年見直していく。	完了				
届出各種	処理漏れ 家屋滅失届（住宅）の処理で住宅用地の特例の解除漏れ 家屋滅失届（住宅）の処理で建て替え特例の適用漏れ 家屋滅失届の処理で地目の変更漏れ	入力担当者によるチェックと固定資産税3年（土地・家屋の評価、賦課。登記情報入力処理経験年数）以上の経験者によるチェックを行う。（複数人によるチェック） 各種様式の改善を行い確実なチェックに結び付けられる様式へ変更する。	最優先	入力担当者によるチェックと課長、係長による複数人のチェックを行っている。 各種様式の改善も隨時行っている。	継続				
その他	管財課国土調査係と情報共有が必要	国土調査係と連携をとりやすくするため税務課と同じフロアに国土調査係を配置する。	実施を検討	上野庁舎への移転の際に検討したが実現していない。（優先度は低い）	継続				
	税務システムの詳細な操作方法がわからない。	税務課職員のみならず基幹システムの操作方法について詳しくリモートで対応してもらえるように受託業者に要望する。併せて、情報センターへ保守の仕様書の確認を行う。	実施を検討	総合情報センターに現在の委託仕様を確認した結果、市民センター、出張所の職員が直接基幹システム運用の受託業者に問い合わせすることが可能であった。	完了				

## 令和7年度 固定資産税課税誤り再発防止策の実施状況

2025年12月16日

分類	現状・課税誤り事例	再発防止策	優先度	実施状況等	評価	副市長・総務部長による指示、アドバイス	備 考	委員からの指摘・意見等	市回答
実施体制	再発防止策について、計画的に実施していく体制が必要である。	実施状況について税務課長が毎月確認し課題がある場合には解決に向けてアドバイスするとともに関係機関との調整等を行う。実施が困難な場合や別の解決方法がある場合は再発防止策の見直しを行い固定資産税等調査委員会に報告する。また、実施状況を毎年2回以上副市長、総務部長に報告し必要な指示やアドバイスを受ける。	最優先	再発防止策にあげられている事項の進み具合（全体をみた場合）について、通常業務のほか、豪雨災害対応や交付税検査等の業務もあり、順調に進んでいるとはいえない。	進捗管理強化	進捗管理は事務処理の基本であり、定期的に実施することで各職員がおかれている状況を把握することや、業務を期限まで実施する必要性を伝えることもでき、情報共有が進むと考える。	週に2～3回のミーティングで進捗状況を確認してほしい。また、12月から当分の間、毎月再発防止策の実施状況を税務課長が事務局（固定資産税調査室）に報告し、事務局が必要に応じて、副市長、部長に報告する運用に変更する。		
	今回作成する再発防止策の実施状況について、仙北市役所が継続して実施していくことを外部機関が確認する仕組みが必要である。	再発防止策の実施状況について、毎年1回固定資産税等調査委員会（来年度以降も継続して設置）に報告する。なお、再発防止策のほとんどが実施され大規模な固定資産税の課税誤りが発生する可能性が低くなったと委員会が認めた際には、継続的な実施を再検討する。		12月16日開催。	継続				
		固定資産税等調査委員会の開催後に再発防止策の実施状況についてホームページに掲載する。							
		再発防止策の実施状況について、毎年1回監査委員に報告する。	優先	1月以降に実施予定。	継続				

※ 網掛け部分は完了や実現を見送った項目で、課税誤りの再発防止策としては対応済として整理した項目